

○神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則（平成7年3月31日規則第37号）

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則

平成7年3月31日
規則第37号

改正 平成17年3月29日規則第75号 平成18年6月30日規則第91号
平成27年3月20日規則第18号 令和元年6月25日規則第15号
令和2年3月31日規則第26号

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則

(指定管理者指定申請書)

第1条 神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）
第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

全部改正〔平成17年規則75号〕

(指定管理者の公募の公告)

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

全部改正〔平成17年規則75号〕

(利用の申込み)

第3条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者（駐車場及びトレーニング機器一式（以下「駐車場等」という。）の利用の承認を受けようとする者を除く。）は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の6箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日（多目的ホールにあっては、3日前）までに、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

一部改正〔平成17年規則75号・18年91号・27年18号〕

(駐車場等の利用)

第4条 条例第11条第1項の規定により駐車場等の利用の承認を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を得て、別に定めるところにより指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

一部改正〔平成17年規則75号〕

(利用の制限)

第5条 条例第11条第2項第3号に規定する神奈川県立かながわ労働プラザ（以下「かながわ労働プラザ」という。）の管理上支障があると認められるときとは、次に掲げるときとする。ただし、第2号に該当する場合で国、県又は県内の市町村の機関が労働者の福祉の増進を図る目的をもって利用するときは、この限りでない。

- (1) 告別式その他これに類する行事に利用するとき。
- (2) 1箇月に延べ10日（ギャラリーのみを利用する場合にあっては、15日）以上利用するとき。

一部改正〔平成17年規則75号・令和2年規則26号〕

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、かながわ労働プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) その他管理上支障があると認められる者

一部改正〔平成17年規則75号〕

(遵守事項)

第7条 かながわ労働プラザを利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入館した者をいう。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的にかながわ労働プラザの施設及び設備を利用しないこと。
- (2) 付属設備をかながわ労働プラザ外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (6) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (7) 定められた場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (8) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 係員の指示に従うこと。

一部改正〔平成17年規則75号〕

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

追加〔平成17年規則75号〕

(入場料を徴収しない場合の定義)

第9条 条例別表第1に規定する利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 入場者から当該催し等に係る対価を直接又は間接に徴収しない場合
- (2) 入場者が当該催し等に要する経費を直接又は間接に負担しない場合

一部改正〔平成17年規則75号〕

附 則

- 1 この規則は、条例第1条、第2条及び第8条の規定の施行の日から施行する。ただし、第4条から第6条まで、第8条、第11条第1項及び第14条から第19条までの規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年4月1日から条例第1条、第2条及び第8条の規定の施行の日の前日までの間における第4条から第6条まで、第11条第1項、第14条から第17条まで及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「知事」とする。

附 則（平成17年3月29日規則第75号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条、第4条から第17条まで及び第19条の規定は、平成18年9月1日（同日前に神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第50号）による改正後の神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年神奈川県条例第6号）第5条の規定により指定管理者の指定した場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成18年6月30日規則第91号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第26号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

(第1条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成17年規則75号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕